

議事日程(第2号)

平成22年3月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第14号 平成22年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第15号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第16号 平成22年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第4 議案第17号 平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第18号 平成22年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第19号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第7 議案第20号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第8 議案第21号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 平成22年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 平成22年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第27号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第28号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第16 議案第29号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第17 議案第30号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第31号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第32号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第20 議案第33号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第34号 対馬市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第35号 対馬市犬取締条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第36号 対馬市農林集会施設等条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第37号 対馬ふるさと伝承館条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第38号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第39号 対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第40号 対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第41号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第42号 対馬市国民宿舎条例を廃止する条例
- 日程第30 議案第43号 対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第31 議案第44号 対馬市ネコ適正飼養条例
- 日程第32 議案第45号 対馬市教育施設整備基金条例
- 日程第33 議案第46号 対馬市厳原港国際ターミナル条例
- 日程第34 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第35 議案第48号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第49号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第37 議案第50号 市有財産の無償貸与について
- 日程第38 議案第51号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（女連漁港）
- 日程第39 議案第52号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第40 議案第53号 長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第41 議案第54号 長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第42 議案第55号 市道の廃止について（内山2号線）
- 日程第43 議案第56号 市道の認定について（内山2号線）
- 日程第44 議案第57号 市道の認定について（内山6号線）
- 日程第45 議案第58号 市道の認定について（内山7号線）
- 日程第46 議案第59号 市道の認定について（久田17号線）
- 日程第47 議案第60号 市道の認定について（久田18号線）
- 日程第48 議案第61号 市道の認定について（堂ノ内線）
- 日程第49 陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の陳情について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第14号 平成22年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第15号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第16号 平成22年度対馬市老人保健特別会計予算
- 日程第4 議案第17号 平成22年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第18号 平成22年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第19号 平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第7 議案第20号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 日程第8 議案第21号 平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 平成22年度対馬市風力発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 平成22年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第27号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第28号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第16 議案第29号 対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条
例
- 日程第17 議案第30号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第31号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第32号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第20 議案第33号 対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第34号 対馬市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第35号 対馬市犬取締条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第36号 対馬市農林集会施設等条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第37号 対馬ふるさと伝承館条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第38号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第39号 対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第40号 対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例

- 日程第28 議案第41号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第42号 対馬市国民宿舎条例を廃止する条例
- 日程第36 議案第49号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第37 議案第50号 市有財産の無償貸与について
- 日程第30 議案第43号 対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第31 議案第44号 対馬市ネコ適正飼養条例
- 日程第32 議案第45号 対馬市教育施設整備基金条例
- 日程第33 議案第46号 対馬市厳原港国際ターミナル条例
- 日程第34 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第35 議案第48号 対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第51号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（女連漁港）
- 日程第39 議案第52号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第40 議案第53号 長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第41 議案第54号 長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第42 議案第55号 市道の廃止について（内山2号線）
- 日程第43 議案第56号 市道の認定について（内山2号線）
- 日程第44 議案第57号 市道の認定について（内山6号線）
- 日程第45 議案第58号 市道の認定について（内山7号線）
- 日程第46 議案第59号 市道の認定について（久田17号線）
- 日程第47 議案第60号 市道の認定について（久田18号線）
- 日程第48 議案第61号 市道の認定について（堂ノ内線）
- 日程第49 陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の陳情について

出席議員（21名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 脇本 啓喜君 | 2 番 黒田 昭雄君 |
| 3 番 小田 昭人君 | 4 番 長 信義君 |
| 5 番 山本 輝昭君 | 6 番 松本 曆幸君 |
| 8 番 齋藤 久光君 | 9 番 堀江 政武君 |

10番 小宮 教義君	11番 阿比留光雄君
12番 三山 幸男君	13番 初村 久藏君
14番 糸瀬 一彦君	15番 桐谷 徹君
16番 大浦 孝司君	17番 小川 廣康君
18番 大部 初幸君	19番 兵頭 栄君
20番 中原 康博君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員（1名）

7番 阿比留梅仁君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	渋江 雄司君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	永尾 榮啓君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務企画部長	平山 秀樹君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	大石 邦一君

美津島地域活性化センター部長	長郷 泰二君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	糸瀬 良久君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	永留 秋廣君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君より、体調不良のため欠席の届け出があっております。

お手元に配付の議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第14号

日程第2. 議案第15号

日程第3. 議案第16号

日程第4. 議案第17号

日程第5. 議案第18号

日程第6. 議案第19号

日程第7. 議案第20号

日程第8. 議案第21号

日程第9. 議案第22号

日程第10. 議案第23号

日程第11. 議案第24号

日程第12. 議案第25号

日程第13. 議案第26号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第14号、平成22年度対馬市診療所特別会計予算から日程第13、議案第26号、平成22年度対馬市水道事業会計予算までの13件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） おはようございます。ただいま一括して議題となりました議案のうち議案第14号から議案第20号までの7件につきましては、福祉保健部の所管でありますので続けて御説明をさせていただきます。

まず、議案第14号、平成22年度対馬市診療所特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成22年度対馬市の診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算は第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,875万1,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算による、とするものであります。

歳入について御説明いたします。8ページをお願いします。

1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の国民健康保険診療報酬収入等2億5,722万6,000円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等の証明手数料を178万3,000円見込んでおります。

3款県支出金1項県補助金は、へき地医療対策費補助金を2,565万1,000円計上しております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、職員の人件費等赤字補てん分として一般会計からの繰入金7,049万6,000円を計上しております。

10ページをお願いします。5款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金を50万円計上しております。

6款諸収入1項雑入は、予防接種委託料、事業所健康診査委託料収入等1,309万5,000円を計上しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費1項施設管理費は、2億3,271万4,000円を計上しております。

一般職員8名、臨時職員7名分の人件費、嘱託医師謝礼。

14ページをお願いします。医師派遣等委託料、診療所医師研究等補助金及び施設の維持管理経費等を計上しております。

2款医業費1項医業費は、医療用器具のリース料、X線電算システム、機械器具購入費、注射器等の医業用消耗機材費及び医薬品等の医業用衛生材料費等1億3,603万7,000円を計上しております。

18ページから22ページにかけて給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第15号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計予算について御説明申

し上げます。

1 ページをお願いします。平成22年度対馬市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算は第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億6,313万1,000円と定めるものであります。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億3,000万円と定めるものであります。

歳入について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

第1款国民健康保険税1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税を13億1,095万8,000円計上いたしております。

12ページをお願いします。2款使用料及び手数料1項手数料は、督促手数料を50万円計上しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費後期高齢者支援金、介護納付金等にかかる国費分の負担金を11億5,916万5,000円計上しております。2項国庫補助金は、普通調整交付金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金等5億3,135万5,000円を計上しております。

14ページをお願いします。4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、8,552万4,000円を計上しております。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金は、保険者間において前期高齢者にかかる医療費の不均衡を調整するために交付されるもので9億2,290万1,000円を計上しております。

6款県支出金1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金等4,051万2,000円を計上しております。2項県補助金は普通調整交付金及び特別調整交付金を2億7,923万円計上しております。

16ページをお願いします。8款共同事業交付金1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を7億373万8,000円計上しております。

9款財産収入1項財産運用収入は、財政調整基金等の利子40万6,000円を計上しております。

10款繰入金1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等一般会計からの繰入金を3億7,645万円計上しております。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を9,218万2,000円計上しております。

18ページをお願いします。11款繰越金1項繰越金は、前年度繰越金等6,000万

1,000円を計上しております。

歳出でございますが、22ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は、一般の管理事務費のほか、医療システムプログラム修正委託料、レセプト点検等の嘱託職員報酬、レセプト点検事務共同事業手数料等2,327万2,000円を計上しております。

24ページをお願いします。2項徴税費は嘱託職員報酬、納税組合交付金等2,158万1,000円を計上しております。3項運営協議会費は国保運営協議会委員報酬等21万4,000円を計上しております。

26ページをお願いします。2款保険給付費1項療養諸費は一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費等31億3,363万2,000円を計上しております。2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費は一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費等3億6,187万7,000円を計上しております。

28ページをお願いします。4項出産育児諸費は、出産育児一時金90人分及び支払い手数料を3,781万9,000円計上しております。5項葬祭諸費は葬祭費を220万円計上しております。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金等6億9,401万9,000円を計上しております。

30ページをお願いします。4款前期高齢者納付金等1項前期高齢者納付金等は支払基金から交付される前期高齢者交付金に対する納付金と事務費拠出金で163万3,000円を計上しております。

5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金は、老人保健への事務費拠出金を4万4,000円計上しております。

6款介護納付金1項介護納付金は介護保険制度に対する納付金2億9,860万6,000円計上しております。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を8億2,773万5,000円計上しております。

32ページをお願いします。8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する事業費4,787万5,000円を計上しております。

9款基金積立金1項基金積立金は、財政調整基金積立金を40万7,000円計上しております。

34ページをお願いします。10款公債費1項公債費は、一時借入金利子を100万円計上しております。

1 1 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は国庫支出金返納金等 6 3 4 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

1 2 款予備費 1 項予備費は、1 億 4 8 6 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

3 6 ページから 3 9 ページにかけまして給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第 1 6 号、平成 2 2 年度対馬市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。平成 2 2 年度対馬市の老人保健特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算は第 1 条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 6 1 万 4, 0 0 0 円と定めるものであります。

第 2 項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は 2 ページ及び 3 ページの第 1 表歳入歳出予算によるものとしてあります。

平成 2 0 年度から施行されました後期高齢者医療制度の開始により、本年度末をもって本特別会計は廃止となる予定でございます。本年度は過誤請求等により未支給となっております医療費及び事務費の支出となっております。

歳入について御説明申し上げます。8 ページをお願いします。

1 款支払基金交付金、2 款国庫支出金、3 款県支出金につきましては科目のみを設定しておりますが、これは医療費の負担金等は次年度に精算されることになったためでございます。このため事務費、医療給付費等の財源は、次の 4 款繰入金 1 項一般会計繰入金を 1 6 0 万円計上しております。支払い基金交付金、国費等の負担分は次年度に一般会計の雑入で受け入れる予定でございます。

歳出でございますが、1 2 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費は事務費を 1 0 万 3, 0 0 0 円。

2 款医療諸費 1 項医療諸費は医療給付費等 1 3 0 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

1 4 ページをお願いします。4 款予備費 1 項予備費は 2 0 万円を計上いたしております。

続きまして、議案第 1 7 号、平成 2 2 年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

1 ページをお願いします。平成 2 2 年度対馬市の後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算は第 1 条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 3, 5 7 8 万 5, 0 0 0 円と定めるものであります。

第 2 項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2 ページ及び 3 ページの第 1 表歳入歳出予算による、とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。8 ページをお願いします。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を 1 億 8, 8 7 7 万 8, 0 0 0 円見込んでおります。

5 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を 1 億 4, 6 2 3 万 2, 0 0 0 円計上しております。

1 0 ページをお願いします。7 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合より受け入れる保険料還付金等 3 7 万 1, 0 0 0 円を計上しております。5 項雑入は保険料の還付処理が完了しなかった保険料の還付金の受け入れ等 4 0 万 1, 0 0 0 円を計上しております。歳出でございますが、1 2 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費は、職員 2 名分の人件費、広域連合事務費負担金及び一般事務費等 3, 7 8 4 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は保険基盤安定負担金及び保険料納付金を 2 億 9, 7 4 6 万 6, 0 0 0 円計上しております。

1 4 ページをお願いします。3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は保険料の還付金等 3 7 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

4 款予備費 1 項予備費は 1 0 万円を計上しております。

1 6 ページから 2 0 ページにかけて給付費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第 1 8 号、平成 2 2 年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。平成 2 2 年度対馬市の介護保険特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算は第 1 条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 1 億 5, 5 7 2 万 2, 0 0 0 円と定めるものであります。

第 2 項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は 2 ページから 4 ページにかけての「第 1 表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明を申し上げます。1 0 ページをお願いします。

1 款保険料 1 項介護保険料は第 1 号被保険者にかかる特別徴収保険料、普通徴収保険料等 4 億 4, 5 6 4 万 9, 0 0 0 円を見込んでおります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、介護給付費にかかる国庫負担金 5 億 2, 2 3 7 万 5, 0 0 0 円を計上しております。2 項国庫補助金は、普通調整交付金、地域支援事業交付金等 2 億 8, 2 2 3 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

1 2 ページをお願いします。4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金は、第 2 号被保険者にかかる保険料で支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を 8 億 9, 5 6 0 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

5 款県支出金 1 項県負担金は、介護給付費等の県負担金 4 億 3,848 万 3,000 円を計上しております。2 項県補助金は、介護予防事業包括的支援事業にかかる地域支援事業交付金 1,549 万 8,000 円を計上しております。

6 款財産収入 1 項財産運用収入は、介護給付費準備基金利子等 55 万 3,000 円を計上しております。

14 ページをお願いします。7 款繰入金 1 項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金 4 億 9,252 万円を、2 項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を 6,279 万 9,000 円計上しております。

歳出でございますが、18 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費等 7,399 万 9,000 円を計上しております。3 項介護認定審査会費は介護認定審査委員の報酬。20 ページをお願いします。意見書作成手数料、認定審査委託料等 3,588 万円を計上しております。5 項計画策定委員会費は計画策定にかかる経費を 28 万円計上しております。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費は、介護サービス給付費及び特例介護サービス給付費を 24 億 1,694 万 1,000 円計上しております。

22 ページをお願いします。2 項介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス給付費及び特例介護予防サービス給付費を 3 億 334 万 3,000 円計上しております。3 項その他諸費は審査支払手数料を 378 万 5,000 円計上しております。4 項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費負担金等を 6,123 万 3,000 円を計上しております。5 項高額医療合算介護サービス費は、高額医療合算介護サービス費負担金等 100 万円を計上しております。6 項特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護サービス費負担金等、24 ページをお願いします。1 億 6,954 万 3,000 円を計上しております。

4 款基金積立金 1 項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金等 55 万 5,000 円を計上しております。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は過年度分保険料払戻金等 60 万 2,000 円を計上しております。

8 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費の 2,952 万円及び 2 項包括的支援事業任意事業費の 5,904 万 1,000 円は介護保険地域支援事業特別会計への繰り出し金を計上しております。

26 ページから 32 ページにかけて給付費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第 19 号、平成 22 年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いします。平成 22 年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計予算は次に定

めるところによることを規定し、歳入歳出予算は第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,074万5,000円と定めるものであります。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお願いします。

1款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金及び介護保険特別会計からの繰入金を9,246万5,000円計上しております。

2款繰越金1款繰越金は、前年度剰余金を10万円計上しております。

3款諸収入1項サービス事業収入は介護予防支援事業収入等2,818万円を計上しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、地域包括支援センター3カ所の運営に要する経費として嘱託職員、一般職員の人件費、事務費、社会福祉協議会より専門職として派遣いただいております職員5名分の給与費の負担金等9,096万2,000円を計上しております。

12ページをお願いします。2項介護予防事業費は特定高齢者把握事業委託料等775万5,000円を計上しております。3項包括的支援事業費任意事業費は在宅歯科診療補助金等60万8,000円を計上しております。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援事業に対す委託料を2,142万円計上しております。

14ページから20ページにかけて給与費明細書を添付いたしております。

最後に、議案第20号、平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。平成22年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計予算は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算は第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億7,476万1,000円と定めるものであります。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお願いします。

3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金1億2,084万7,000円を計上しております。

4款繰越金1項繰越金は前年度繰越金を100万円計上しております。

5款諸収入1項介護給付費収入は浅茅の丘及び日吉の里における短期入所生活介護収入、施設

介護サービス収入等3億257万5,000円を見込んでおります。2項自己負担金収入につきましても、浅茅の丘及び、10ページをお願いします。日吉の里の施設介護サービス費、食事サービス費、住居費等の自己負担金収入等5,030万3,000円を見込んでおります。3項雑入は浅茅の丘の自動販売機設置料を計上いたしております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款民生費1項社会福祉費は、1目で特養浅茅の丘にかかる嘱託職員、一般職員等の人件費、事務費、施設管理にかかる経費等2億288万7,000円を、14ページをお願いします。2目で特養日吉の里に係る人件費、事務費、施設管理費等2億497万8,000円をそれぞれ計上し、両施設で4億786万5,000円の管理費を計上いたしております。

18ページをお願いします。2款公債費1項公債費は地方債の償還金元金及び利子を6,689万6,000円計上しております。

20ページから26ページにかけて給与費明細書を、また、28ページ及び29ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上、議案第14号から議案第20号まで7件の特別会計予算の概要について説明をさせていただきました。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第21号、平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。平成22年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計の予算は次に定めるところによります。

歳入歳出予算第1条第1項歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,653万1,000円と定めるものであります。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款事業収入1項事業収入の311万9,000円は、旅客運賃及び貨物運賃を計上いたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,663万5,000円及び3款県支出金1項県補助金の680万6,000円は、赤字航路事業に対する国及び県からの補助金であります。

4款繰入金1項他会計繰入金の985万9,000円は、一般会計からの繰り入れでございます。

10ページをお願いいたします。5款財産収入1項財産運用収入は基金利子1万2,000円、6款の繰越金は前年度繰越金10万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。12ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費の2,851万円は、嘱託員の報酬、職員及び船員の人件費並びに旅費、旅客船協会等の負担金を計上いたしております。

12ページから15ページの2款施設費1項施設費の792万1,000円は旅客船の運行に必要な燃料費、建造から23年を迎え、老朽化が進む渡海船の修繕料が主なものでございます。そのほかにも船舶保険料や渡海船をドック入居する際の代替船舶の傭船料などを計上いたしております。

14から15ページの4款に予備費として10万円を計上いたしております。

16ページ以降には給与費明細書を添付いたしておりますので御参照方お願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 建設部長、斉藤正敏君。

○建設部長（斉藤 正敏君） 一括議題となっております議案第22号、平成22年度対馬市公共用地先行取得特別会計予算について御説明申し上げます。

本予算は21年度にまちづくり事業用地として先行取得するため公共用地先行取得等事業債を借り受けました償還金利子支払いのための予算であります。

1ページをお願いいたします。平成22年度対馬市の公共用地先行取得特別会計の予算は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ387万2,000円と定めるものであります。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。

2款繰入金1項他会計繰入金387万2,000円は、一般会計からの繰り入れでございます。次に歳出について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

1款公債費1項公債費387万2,000円は、まちづくり事業用地の買収のために借り入れた市債に対する償還金利子であります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、武田延幸君。

○上県地域活性化センター部長（武田 延幸君） ただいま一括して議題となりました議案第23号、平成22年度対馬市風力発電事業特別会計予算について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。平成22年度対馬市の風力発電事業特別会計の予算は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,270万円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるものとなります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1 款売電事業収益1 項営業収益1 目売電収益3,243万7,000円は過去の売電事業実績をもとに売電収益を算定し、計上いたしております。

2 款財産収入1 項財産運用収入1 目利子及び配当金16万3,000円は財政調整基金利子でございます。

4 款繰越金におきまして前年度繰越金10万円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。10ページをお開き願います。

1 款電気事業費1 項営業費1 目一般管理費1,524万4,000円は風力発電施設の適正な維持管理に必要な経費を計上いたしております。主なものといたしまして、1 節報酬におきまして嘱託職員電気主任技術者でございますが、その報酬318万1,000円を、1 1 節需用費におきまして修繕料210万円を、1 2 節役務費におきまして保険料222万7,000円を、1 3 節委託料におきまして施設点検業務委託料491万4,000円を計上いたしております。

次に2 項営業外費用1 目消費税でございますが、46万7,000円を計上いたしております。

次に次のページ、12ページをお開き願います。

2 款公債費1 項公債費1 目元金におきまして償還金元金1,425万9,000円を、2 目利子におきまして償還金利子73万円を計上いたしております。

次に、3 款諸支出金1 項基金費1 目基金費におきまして財政調整基金積立金150万円を計上いたしております。

また、4 款予備費におきまして50万円を計上いたしております。

14ページから15ページにかけまして給与費明細書を、16ページから17ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付いたしておりますので御参照方、お願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち議案第24号、議案第25号、議案第26号の3件は水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第24号、平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたしま

す。

1 ページをお願いします。平成 22 年度対馬市の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによります。第 1 条第 1 項で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 2,724 万 3,000 円と定め、第 2 項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は 2 ページ及び 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」によります。

第 2 条地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4 ページの第 2 表地方債によります。

第 3 条一時借入金は借り入れ限度額を 1 億 5,000 万円と定めております。

予算の概要を御説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金 1 億 49 万 6,000 円は水道加入金でございます。

2 款使用料及び手数料 4 億 5,214 万円は水道使用料が主なものであります。

3 款国庫支出金 1 億 2,050 万円は簡易水道整備事業補助金。

5 款財産収入 2 億 6 万 8,000 円は財政調整基金利子であります。

10 ページをお願いします。6 款繰入金 2 億 3 億 89 万 4,000 円は公債費、償還金などに対する一般会計からの繰入金。

7 款繰越金 1,124 万 5,000 円は前年度からの繰越金。

8 款諸収入 1,720 万円は市道など整備事業に伴う水道管移設補償金。

9 款市債 1 億 2,050 万円は簡易水道改良事業債であります。

次に、歳出について御説明いたします。12 ページをお願いします。

1 款簡易水道費 1 項水道管理費 1 目一般管理費 1 億 7,314 万 5,000 円は、職員の人件費水質検査料、検針及び料金徴収業務委託料、消費税納付金などです。

14 ページの 2 目施設管理費 1 億 1,175 万 4,000 円は水道施設の維持管理経費が主なものであります。2 項 1 目水道建設費は 2 億 7,292 万 9,000 円で、簡易水道整備事業にかかる経費を計上し、施設整備を計画的に実施するものであります。

16 ページをお願いします。2 款公債費 3 億 6,861 万 5,000 円は長期債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

18 ページをお願いします。3 款予備費 80 万円を計上しております。

20 ページからは給与費明細書などを添付しております。

以上が議案第 24 号、平成 22 年度対馬市簡易水道事業特別会計予算の概要であります。

続きまして、議案第 25 号、平成 22 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明をいたします。

1 ページをお願いします。平成 22 年度対馬市の集落排水処理施設特別会計の予算は次に定め

るところによります。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,360万円と定め、第1項款項の区分ごとの金額は2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によります。

予算の概要を御説明いたします。6ページをお願いします。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料224万2,000円は下水道使用料。

3款繰入金2,128万7,000円は、一般会計からの繰入金。

4款繰越金1,000円は前年度繰越金。

5款諸収入7万円は下水道加入金であります。

次に、歳出を御説明いたします。8ページをお願いします。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費20万3,000円は下水道使用料、使用水量の検針及び集金委託料など。2目施設管理費646万3,000円は処理施設の維持管理費が主なものであります。

2款公債費1,693万4,000円は、長期償還元金利子を計上しております。

10ページは地方債の調書を添付いたしております。

以上が、議案第25号、平成22年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算の概要であります。

最後に、議案第26号、平成22年度対馬市水道事業会計予算について御説明をいたします。

1ページをお願いします。第1条平成22年度対馬市水道事業会計予算は次に定めるところによります。第2条業務の予定量は給水戸数6,370戸、年間総排水量206万488立方メートル、1日平均給水量は5,645立方メートルであります。

主要な建設改良事業は1億5,900万円。その概要は施設整備事業1,600万円、これは尾浦簡易水道増補改良事業1億4,300万円を予定しております。

次に、第3条で水道事業収益2億4,008万4,000円、水道事業費用2億3,434万4,000円と予定額を定めております。

第4条で資本的収入を1億4,954万5,000円、資本的支出を1億7,922万2,000円と予定額を定めております。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2,967万7,000円は当年度分消費税、資本的収支調整額422万5,000円、当年度分損益勘定留保資金2,545万2,000円で補てんするものであります。

2ページをお願いします。第5条で企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条は予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は議会の議決を得なければ流用できない経費の指定を、第9条は棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものであります。

4ページから予算に関する説明書、また、19ページから参考資料として予算補足資料を添付

いたしております。

以上で議案第24号、議案第25号、議案第26号の特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 議案第20号について1点だけお尋ねをいたします。

特別養護老人ホーム、市長が12月定例会の冒頭に行政報告の中で、22年度中に民間に経営委託するように準備作業にとりかかっているというようなお話をしております。その準備はどこまで進んでいるのか。大体22年度中に何月ごろに民間に浅茅の丘を経営移譲されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 12月に申し上げましたのは、22年度中に経営移譲するために23年度からの経営移譲に向けて22年度から動き出しますというふうに申し上げたところであります。そのあたりの認識がちょっと1年違うのかなど。22年度中に移譲ということではございません。23年度からということで考えて進めております。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 私の認識不足もあったかもわかりません。

ただ、私は22年度中に移譲するというような話を聞いたことがありましたので、そのことだけが頭に残っていたのかもわかりません。

浅茅の丘は例えば、今準備されて23年度から民間に経営移譲する。じゃあ、日吉の里についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、浅茅の丘の分をまず、進めていきたいと思っておりますが、その当然、職員さんもまだおられますので、そのあたりを見ながら物事を進めていきたいと思っております。

今、日吉の里の民間移譲への年次というのは、まだ、職員の意向等も十分に考えなくてはけませんので明言は避けたいと思います。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 最後ですので。例えば、23年度から浅茅の丘を民間委託する。現在、浅茅の丘には大体市の職員あるいは嘱託職員を含めて三十五、六名の方がいらっしゃるのかなあという気がしております。民間移譲されるのは市の方針でもう決定をしているということですので、私が今さらどうこう言う必要はありませんが、そこで仕事に従事されている方となる

だけ最大限雇用していただけるような委託先を見つけてほしい。そうでないと、特老で今、入所されている方が介護職員なり、何なりの方がすべて入れ替えますとやはり不安に思うことがあると思いますので、入居者第一で民間移譲の話は進めてほしいと私から要望して質問を終わります。

○議長（作元 義文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号から議案第26号までの13件を、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託します。各常任委員長の審査報告は3月24日に行います。

暫時休憩します。開会を11時10分から。

午前10時57分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第14. 議案第27号

日程第15. 議案第28号

日程第16. 議案第29号

日程第17. 議案第30号

日程第18. 議案第31号

日程第19. 議案第32号

日程第20. 議案第33号

日程第21. 議案第34号

日程第22. 議案第35号

日程第23. 議案第36号

日程第24. 議案第37号

日程第25. 議案第38号

日程第26. 議案第39号

日程第27. 議案第40号

日程第28. 議案第41号

○議長（作元 義文君） 日程第14、議案第27号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例から、日程第28、議案第41号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例までの

15件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） ただいま一括して議題となりました総務企画部関係の議案第27号から議案第30号までの4件と、議案第38号の1件、合計5件につきましてその提案理由と内容を御説明いたします。

まず、議案第27号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成21年度におきまして対馬市厳原町上槻235番地及び豊玉町佐保51番地3並びに上対馬町唐舟志402番地2の3地区に整備しております移動通信用鉄塔施設が平成22年3月25日をもって完成する予定でありますので、当該施設である対馬市移動通信用鉄塔施設上槻、佐保、唐舟志の三つの無線基地局を追加いたしたく当該条例の一部を改正するものであります。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第28号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市が対馬交通株式会社へ行っております路線バスの赤字補てんの縮減も視野に入れ、地域の需用に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、特にお年寄り、子供たちといわゆる交通弱者に対しての交通手段確保のために、仁位廻線、仁位小鹿線及び峰志越線同様に市が所有しますバスを利用して、市が実施しております対馬市自家用有償バス運行事業に新たに鱈浦比田勝循環線を追加しようとするものであります。

新規路線は比田勝及び上対馬病院を起終点とし、鱈浦経由の時計回り及び反時計回りで循環する路線で、それぞれ2便、1日4便の運行となります。

また、利用される住民の利便性を考慮し、渚の湯まで系統を延長しております。

普通使用料につきましては、現在運行しております対馬市自家用有償バス仁位廻線ほか2路線を含めた島内バス料金と均衡をとった料金設定としておりますが、比田勝及び上対馬病院からの循環につきましては、鱈浦比田勝循環線の一番高い料金であります鱈浦から西泊間の540円にあわせた料金設定としております。

附則で条例の施行日を平成22年5月1日と定めようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第29号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

平成16年の合併以来、当市は非常に厳しい財政状況が続いております。そのため財政の早期

立て直し、健全化に向けた取り組みの一つとして平成19年度より市長を初めとする常勤特別職及び一般職の給与を削減してまいりました。当初の計画では最大で4年間、平成22年度までの削減も視野に入れ、単年度ごとにその時点での財政状況を検証し、また、削減に伴う財源については公債費の繰り上げ償還に充てることとし、平成21年度まで削減を継続してまいりました。

その結果、一般職で平成19年度は2億6,000万円、平成20年度は2億4,000万円、平成21年度は1億8,000万円、3年間で6億8,000万円の削減を実施できる見込みであります。

この削減に伴う財源で、平成19年度からの3年間で11億5,000万円を繰上償還し、実質公債比率も平成19年度の18.3%をピークに平成20年度は17.0%、平成21年度は14.6%の見込みであります。国が定める基準の18.0%を下回ることであり、危機的な財政状況は脱出することができたと考えております。

これにより給与削減については、所期の目的を達成したと判断し、一般職については削減を平成21年度で終了することとしますが、依然厳しい財政状況が続いていることに変わりはなく、特別職については平成22年度も引き続き給与削減を行うよう所要の改正を行うものです。

改正内容について申し上げます。特別職の給料を平成22年4月から平成23年3月までの1年間、市長は合併当初から15%削減し68万円に、副市長、教育長は10%削減し、それぞれ55万1,000円、53万1,000円にしようとするものです。なお、副市長、教育長については10%削減された給料月額が現条例において規定されているため、今回提出する特例条例での改正はありません。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

続きまして、議案第30号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

時間外労働の割増し賃金率の引き上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されます。これを踏まえ、公務において特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間——代休になりますけれども、規定することができる制度を新設するよう。また、自宅にかかる住居手当については廃止するように、昨年8月に人事院勧告がなされています。本市においても人事院勧告にかんがみ、所要の改正を行うものです。

また、自動車等を使用して通勤する場合の通勤手当の支給額を引き下げ、国に準ずるよう所要の改正を行うものです。

また、教育委員会事務局に指導主事を設置しておりますが、この指導主事は長崎県の県費負担教職員である教員を充て、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的な指導を行っており、給与面においては県費負担教職員に準じて支給しております。今般、県費負担教職員の教員特別手当の改正があり、それに準じた支給内容とするよう所要の改正を行うものです。

改正内容について説明申し上げます。

第1条は対馬市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第16条は自宅にかかる住居手当を廃止するよう改正するものであります。第17条は自動車等を使用して通勤する場合の通勤手当の支給額を国に準ずるよう改正するものです。第19条は教育委員会の指導主事に支給される教員特別手当の最高限度額について、県費負担教職員に準ずるよう改正するものです。第20条は時間外労働の割り増し賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合等について定めるものです。

第4項は月60時間を超える時間外勤務にかかる時間外勤務手当の支給割合を100分の150、深夜につきましては100分の175に引き上げるものです。第5項は第4項の支給割合の引き上げ分の支給にかえて代休を指定され、勤務しなかったときは時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給を要しないことを定めるものです。第6項は再任用、短時間勤務職員において正規の勤務時間を超えて7時間45分に達するまでの間の勤務について、第5項を適用させる場合の引き上げ分の算出方法を定めるものです。

別表第5は、教育委員会の指導主事に支給される教員特別手当を県費負担教職員に準ずるよう改正するものです。

第2条は対馬市職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。第9条には、時間外労働の割り増し賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、月60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分にかえて、時間外勤務代休時間を指定できる制度を定めたものです。第2条及び第17条は第9条の2を超えたことによる関係条文の改正です。第3条は対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

育児短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員について、月60時間を超える時間外勤務を行った場合の給与条例の適用を定めるものです。

第15表の表関係は育児短時間勤務職員について、第18表の表関係は任期つき短時間勤務職員について、それぞれ月60時間を超える時間外勤務にかかる時間外手当の支給割合を100分の150、深夜の場合は100分の175に引き上げ、引き上げ分の支給にかえて代休を指定され、勤務しなかったときは時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給をしないこと。また、7時間45分に達するまでの間の勤務についての引き上げ分の算出方法を定めたものであります。

なお、附則について施行日を平成22年4月1日といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

最後になりますけれども、議案第38号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本案の厳原町浅藻にある浅藻公園及び上県町鹿見にある鹿見公園は市の管理する公園ですが、これまで対馬市公園等設置条例に規定されていないため、新たに対馬市公園等施設条例に追加するものであります。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

以上、総務企画部関係5件につきまして、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 消防長、阿比留健君。

○消防長（阿比留 健君） 一括議題のうち、議案第31号及び第41号につきましては消防本部の所管となっておりますので2案について続けて説明をさせていただきます。

まず、議案第31号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、改正の趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正は条例で定める手数料のうち、危険物許認可の取り扱いについてかかるものでございます。昭和52年以前に設置され、平成6年基準に適合しない容量1,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所並びに平成11年基準に適合しない容量1,000キロリットル未満500キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所には耐震性を図るため、タンク本体と基礎地盤面についてそれぞれの容量により新基準に適合される期日が示されておりましたが、現下の経済状況、石油製品受給調整により、その貯蔵取り扱いを休止中の施設については、新基準適合日を貯蔵取り扱いを再開する日の前日までとする危険物の規制に関する政令の改正がありました。同時に地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が、平成21年11月1日付で改正施行されました。今回の改正はこの二つの政治省令改正を受け、所要の改正をお願いするものでございます。

附則で施行期日を公布の日としております。

続きまして、議案第41号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、改正の趣旨とその内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成20年10月に大阪市浪速区で発生した死者15人、重軽傷者10人を出しました個室ビデオ店火災により国の予防行政に関する検討会、全国消防長会予防委員会での審議検討の結果、個室型店舗における避難管理として個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置にかかる火災予防条例の一部改正案がとりまとめられ示されましたので、対馬市においても所要

の改正を行うものであります。

改正の内容は、火災予防条例第37条の2の次に個室型店舗の避難管理として第37条の3を設け、個室型店舗の類避難管理の方法を定めております。附則の第1項に施行期日を第2項に既存の対象物の猶予期間を定めております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 一括議題となりました議案のうち議案第32号から議案第34号の3件につきましては教育委員会の所管でございますので、順を追ってその提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第32号、スクールバス運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第3条第14号を津柳三根の前に鹿見から久原、女連を加えようとするものでございます。

また、19号として内山から久田を、20号として豆敷瀬から佐須瀬、豆敷を。21号で浅藻から豆敷を。また、22号で河内から大浦、比田勝を加えようとするものでございます。

附則で条例の施行日を平成22年4月1日と定めようとするものでございます。

次に、議案第33号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例についてでございますが、第2条の表に対馬市安神公民館、対馬市厳原町安神410番地を加えようとするものでございます。

旧厳原町と安神地区の間で一般廃棄物処理施設建設にあわせた約束で建設されていたものを今回追加しようとするものでございまして、附則でこの条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第34号、対馬市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例についてでございますが、厳原町郷土館解体に伴い、第2条から厳原町郷土館の項を削り、第6条中「別表のとおりとする」を「無料とする」に改め、別表「第6条関係」を削ろうとするものでございます。

附則で条例の施行日を平成22年4月1日と定めようとするものでございます。

なお、参考として一部改正条例、新旧対照表の26ページから28ページに新旧対照表を載せております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第35号、対馬市犬取締条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

長崎県におきましては動物愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物が命あるものであることを踏まえ、動物を終生飼養続けることを目的として長崎県動物愛護管理推進計画が作成されております。この計画の一つに安易な引き取りを減らし、犬、猫の引き取り頭数を平成18年度を基準として平成29年度末までに半減を目標といたしております。それに伴いまして長崎県では動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づきまして犬、猫の飼い主がやむを得ず飼養できなくなった場合の引き取りについては適正な飼養管理及び譲渡を推進するため、長崎県手数料条例が改正され、平成22年度から犬、猫の引き取りが有料化されることと所有者から犬及び猫の引き取りは県の指定場所で引き取りを行うよう規定されております。対馬市の指定場所は厳原保健所及び対馬市役所上県地域活性化センターの2カ所が指定されたことに伴いまして所要の改正を行おうとするものであります。

附則で条例の施行日を平成22年4月1日と定めようとするものであります。

以上、簡単でございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、武田延幸君。

○上県地域活性化センター部長（武田 延幸君） ただいま一括して議題となりました議案第36号、対馬市農林集会施設等条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、上県地域活性化センター管内の深山地区集会施設、恵古地区集会施設の両施設につきまして同条例別表より削除するものでございます。

その内容につきまして御説明申し上げます。両施設の建設に際しまして、用地は地元で確保することとし、集会施設は旧上県町が建設したものでございます。両施設とも土地使用期間が満了となるため期間延長の協議を重ねてまいりましたが、期間を延長することができず、集会施設としての使用ができなくなったものでございます。

なお、両地区における集会施設につきましては、他の公共施設により確保されております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、長郷泰二君。

○美津島地域活性化センター部長（長郷 泰二君） ただいま一括議題になりました議案第37号について御説明申し上げます。定例議案集第29ページ及び一部改正条例新旧対照表31ページを御参考までにお開きいただければ助かります。

議案第37号、対馬ふるさと伝承館条例の一部を改正する条例の提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬ふるさと伝承館は伝統文化の保存及び伝承を行うことを目的に、島型地域の広域連携による活性化の核施設として整備されました。平成15年12月より供用開始されましたが、時代の変遷とともに施設の利用目的も変更を余儀なくされました。地域の活性化を促すため特産品の販売、飲料の提供等を行うこととした長期利用財産処分報告書を昨年11月長崎県に提出をいたしました。その後、長崎県を經由し、昨年12月24日に農林水産大臣の承認通知をいただいたところであります。

その結果を踏まえ、対馬ふるさと伝承館条例の第1条の条文に「並びに地域特産品等の流通」を加え、施設の活用の範囲を拡大していきたい。第3条第2項第3号中の伝承館の運営に関する事務のうち、「市長のみの権限に属する事務を除く業務」とあるのを、「市長が必要と認めた業務」に改め、弾力的な運営ができるよう改正するものであります。

なお、附則で施行日は平成22年4月1日からといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第39号、対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回、条例改正の必要が生じたのは、同条例第9条の料金の減免等についてであります。

渡海船ニューとよたまの利用者の中に、重度障害にもかかわらず他の障害者と同様の減免を受けることができない方がいらっしゃるため、新たに条文を追加し、対象に加えようとするものであります。

条例第9条第1号で身体障害者についての規定が、同第4号では知的障害者について規定されておりますが、これらの定義の中に精神障害者の方は含まれておりません。今回、同条に第5号として精神障害者についての規定を加え、障害の種別にかかわらずすべての重度障害者について料金の減免を行えるよう条例の追加改正を行うものでございます。

附則でこの条例は公布の日から施行すると定めようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第40号、対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

35ページをお願いします。議案第40号、対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、施設整備事業の完成及び事業認可に伴う改正案で、今里簡易水道、尾崎簡易水道を統合

し、西地区簡易水道とし、給水人口を530人、1日最大給水量を170トンに、仁田地区簡易水道、伊奈簡易水道を統合し、仁田地区簡易水道とし、給水人口を1,380人、1日最大給水量を452トンに、舟志簡易水道、豊南簡易水道を統合し、豊南簡易水道とし、給水人口450人、1日最大給水量を143トンに、計の給水人口2万7,732人、1日最大給水量を1万772トンに改めるものであります。

附則で事業の施行日を公布の日と定めております。

参考資料34、35ページに一部改正条例新旧対照表を添付いたしておりますので御参照方お願いいたします。

以上で簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。
10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 1点お尋ねをいたします。29号議案と30号議案に関するものですが。今回の改正では、職員の給与をもとに戻すというお話でございますよね。当初計画しておった公債比率の18%、これに下げることができたんで、目的は達したから給与をもとに戻すということですかね。それでも、やはりこの島内必要な数がふえておるんですよ。そして、民間では賃金カットがどんどん進んでいます。そういった意味からすると、そういうことは果たして必要なのかというふうな気がいたします。

そして、せっかくそういうふうにしてカットしてきた金額、御説明ですと、一般職についても平成21年は1億8,000万円、今まではそのような金額を起債の償還に充ててきたわけですが、せっかくカットしたものならば、去年から対馬市、特にメインとなる地域マネージャー制、これがございますよね。去年から本格的にスタートしたわけですよ。そういうお金があれば、地域マネージャー基金なるものをつくって、それでそのお金をそこに基金として入れると、そして、これから地域でいろいろとマネージャーの活躍が大きくなりますと、事業などというものが結構出てくると思いますよ。事業費やその活動費、これにこのカットした分を充てるというふうなことは多分考えておられるんでございましょうが、この辺の見解はどうでございましょうかね。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） ただいまの質問についてお答えいたしますけれども、まず5%のカットの職員給与につきまして今後も続けて、その財源をほかに、市民のために活用したらいいんじゃないかという御質問だと思うんですけども、この給与改正に伴いまして5%カットをもとに戻すかわりと言っては何ですけども、その他の手当等で削減の試みをいたしております。住宅手当につきましても持ち家3,000円の廃止によりまして、227人の職員が該当しており

ますけれども、年間3万6,000円ですけれども、817万2,000円の削減になります。

なお、通勤手当におきましても、国に準じた改正によりまして該当者が464人でありまして、年間にしますと4,375万3,000円の削減であります。以上で5,200万ほどの削減になります。職員につきましても生活給でありますので、5%削減をもとに戻し、職員手当等につきましても国に合わせると、国に準じた改正をするということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） ほかにも対策を講じておるといことですよ。その金額が約5,200万円ぐらいだということですよ。先ほど申しましたように一般の方は職をなくして、どんどん賃金をカットされてるんですよ。それは公務員はいいじゃないですか、首になることはないからね。そういう今のこのような対馬の厳しい状況の中で、じゃ何をするのかというと、この市のメインは地域マネージャー制度ならば、それをさらに活発化するためには活動費も要るでしょう、そして、早く事業ができたところにはこのような基金から早く事業費を呈することもできるじゃないですか、そうすることが対馬全体の活性化につながるんですよ。公務員は首にならんからいいですよ、民間はどんどん首になるんだから。そういった意味で、カットした分は市民のために使うと、地域マネージャーという基金をつくって、その中でやるというふうにしたほうが市民のためになるんですよ。戻すのは職員のためになるかもしれんけども、市民のためにこの5%カットした分を、1億8,000万基金をつくって、そして、地域マネージャーでやっていこうじゃないですか、市長どうですか、その辺の見解は。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、小宮議員のほうからお話がありました、提案がありました地域マネージャー事業への基金の造成ということもあるんじゃないかというお話ですが、実はこの問題につきましても組合のほうにも当然相談させていただきました。その中で、組合の中の話として地域マネージャー制度等への振り替えとかいうこともあるのではないかというふうな意見が職員の中から出てきたというふうにも聞いております。確かにそのような方法もあろうかと私も考えはいたしましたが、まずもってそれについてこちらが一方的にそれに振り替えていくということよりも職員の気持ちの発動の中でそのようなことが出てくれば幸いかなというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 職員のほうから話が上げればやってもいいような話ですけども、こういうところこそ強いリーダーシップをとって、こうやるんだと、地域マネージャー制は日本で初めてなんだからやるぞと、逆にこちらのほうから説き伏せるぐらいのことをやらなければ、

地域マネージャーそのものは広がりませんよ。今回はこれになったかもしれないが、今後その辺を検討して行って、お互いに苦しいときは分かち合わんといかんですよ、苦しみは。民間は大変なんですよ。そのことも考慮して、今後また職員の方とも協議していただいて、この基金の設立をお願いいたします。

以上。

○議長（作元 義文君） 答弁いいですね。——はい。

1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 今の30号議案に関連で、先ほど組合の話が出ましたが、特に交通費の件に関しては組合のほうとはどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 職員組合との交渉の問題ですけども、実は長い間協議をしましたが、組合とはなかなか合意を得ることができませんでした。

しかしながら、先ほど部長が話をしましたように、5%を戻すためにはそれなりの財源が必要だということで、合意を得ないままに今日の議案として提出をさせてもらっております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） わかりました。協議のほうは何回かしていらっしゃるということはお聞きしました。それで、先ほどから部長のほうからもありましたけども、5%カットの引き替えとしてというような言葉がよく使われてますが、これは対象者が全員に係る部分と、それから、これによってマイナスになる職員と、対象者が全然違ってくるはずですよ。それを引き替えというのはちょっと議論のすり替えじゃないかというところがあります。

それから、ちょっと3回しかできませんので長くなりますけど、大体対馬市の公共交通の脆弱さ、それから、本土との比較したガソリン代が割高なこと、それから、道路事情が悪くてタイヤ消耗がひどい、こういうことを考えると、9月の一般質問でも申しましたようにこれは地域マネージャー制度を活性化するための私は必要経費だというふうに言わせていただきましたけども、そういう考えがないのかということですね。これによって私、職員だけの問題だけじゃないと思うんです。この交通費カットというのは、地域の経済に与える影響も非常に大きい。こうなると、家族全員で転居しなきゃいけない人も出てくる。単身赴任手当も3万幾らですよ。違う世帯で住むと、4人前の食事をするとしても、3人前と1人前とかけてたら全然経費は違ってきますね。これ家族じゅうで移転するとなると、大きなことが出てきます。地域の消防団、それから、郷土芸能、この担い手の多くは、若い人がこれだけいなくなった中、職員が担ってくださってるところがあると思います。

それから、家族で転居するとなると、児童生徒の転校も伴ってきます。大きな職員だけの問題

じゃなくて、地域の経済にとっても、地域の生活にとっても大きなことになってくると思いますので、妥結までいかない段階で、強引にこれを出してきたのはどうかと。

それから、もう一つ、昔に比べて職員さんは長男の方が多いと思うんですね。そうすると、転居を伴うようになってくると、年老いた親の人が地元に残るような形が出てくると思いますね。そうすると、市長が2月12日のブログに書かれた食の砂漠、フードデザートにさらされるお年寄りをみずからつくっていくようなことになるかと思います。この問題について、もう少し慎重にやっていただきたかったと、地域エゴと言われるところがあるかもしれません。特に、問題になってくるのは上対馬、上県の職員になってくると思います。こうすると、職員採用にまで何か影響が出てくるんじゃないかというところも心配されますので、もうちょっと慎重な手当の改善ということをお願いしたかったと思います。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 通勤手当につきましては、先ほど部長が説明をしましたが、今までの通勤手当が国の基準、それから、県の基準があったんですけども、それ以上に対馬独自の通勤手当の支給をいたしております。それを今回、国並みに改正するんですけども、確かに今言われるように遠距離通勤について、確かに高額な通勤手当でしたから、それが約数万円減額されますので、遠距離通勤につきましては大分きついかと思います。そういう中で、なるべく遠距離通勤者をなくすような、そういう努力というか、人事になるんですけども、そういう努力をしながら、職員にも理解をしてもらいたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 遠距離通勤者への配慮というお言葉が出ましたので、ただ、本庁に通うためには、上対馬、上県にいる人は逆に今度は本庁で勤務できないという形も考えられますので、やはりいろんな部署を経験していくことでスキルアップしていくということも考えられます。

それで、施政方針にもありましたように田舎らしさ、身の丈に合った市政を行っていきたいと市長はおっしゃられて、私も本当にそう思います。今までの右肩上がりの経済じゃないですので、ただ、それはこの前、新聞にも出てましたけど、751条項ですか、国の縛りを政府も外していくというようなことを言ってます。国の基準に合わせるという今までのやり方を変えていくということなんですから、いい方向に変えていくべきです。マイナスのほうに、悪いほうに合わせていくという必要はないかと思いますので、今回はもうこのくらいで、地域エゴと言われているかもしれませんが、やはり職員、それから、地域のことを考えると、これはかなり抵抗がある議案だなというのは申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 質問が結構ありますので、昼食休憩して、午後から始めます。1時から午後の部を始めます。

午前11時59分休憩

午後0時57分再開

○議長（作元 義文君） 再開をいたします。

質疑を受けたいと思います。19番、兵頭栄君。

○議員（19番 兵頭 栄君） 30号の対馬市職員の給与に関する条例について、この条例は職員の通勤手当に関するものでありますが、この通勤手当が、先ほど午前中の質問の中でどれぐらの割合でカットされておるか、その数字が出てなかったから、ちょっと市民の皆さんは多分わからないやろうと思います。この手当は5割から6割という非常に余りにもカット率が高い。ガソリン代においてもリッター、本土においては120円そこそこの価格でございますが、対馬市においては160円という非常に燃油も高い。そういった中で、この通勤手当がそういったことを考えてみても、本当にこの通勤手当は適正な価格で、皆さんの納得いくような価格であるかどうか、市長はどういうふうな考えを持ってあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、兵頭議員のほうから五、六割カットという表現がありました。先ほど部長のほうから説明の中で、国並みに準じてこの手当を決めたというふうに申し述べましたが、大幅なカットということは、要するに、裏返せば、それほど逆に大きな金額を通勤手当として今まで支給をしてきたというふうに私は感じております。

○議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

○議員（19番 兵頭 栄君） そうですね。5割、6割カットすれば、それだけ経費が浮いてくるのは、それはだれもがわかるところでございますが、それでは県のほうよりも対馬市が高い。私は、これは交通機関、燃油、そういったことを考えれば、それは高いのが当たり前やろうと、そういうふうに考えております。それでは、今回の5割、6割というカットの基準はどこをもってそれだけのカットをされたのか、説明できればひとつ説明をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何度も申し上げましたように、国の基準に沿ってこの金額を今皆様にお示しをしてるということでございます。国の基準でございます。

○議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

○議員（19番 兵頭 栄君） 国の人事院勧告による査定というようなことで、この人事院勧告も給与、いろいろ手当、通勤手当、そういったもろもろを含んであるわけですが、しかしなが

ら、これが何年やったですか、もう私も記憶ないんですが、3年か5年に1回ぐらいの見直しがあって、今までそのままほたってきたような状態やろうと思います、そういう中で離島、これは長崎県全土にわたってそういうふうな人事院勧告があつとるのか、対馬だけやっておるのか、そして、県のほうが対馬よりも低いと、私は県のほうが高かったんじゃないかなろうか、私の勘違いかも知れませんが、そういうふうに記憶しておったわけですが、それはそうとして、幾ら人事院勧告であるといいながらも5割、6割というのは少しひど過ぎるんやなかろうかと、あくまでも人事院勧告を受けたからいうて、これを採択せにやいかんのかどうか、そのところを説明願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回の議案提案につきましては、人事院勧告云々くんぬんの問題ではありません。あくまでもこれは独自のものでありまして、そういう中で国の通勤手当に準じて今回変更をしていきたいという考えであるというふうに理解してください。それと、県下のほかのことがあろうかと思いますが、県下ほかの市町村につきましては国並みで支給をされているというふうに聞いております。

○議長（作元 義文君） いいですか。——はい。

5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 通勤手当について、また同じ質問になるかもしれませんが、6町合併時に通勤手当については本庁が当時暫定ということで、厳原のほうということで、豊玉、峰、上県、上対馬の職員は長距離通勤をしなければできない。その中で、合併時に国の基準を上回る通勤手当というのが当初出てきたと思います。今回は国の基準並みに戻すということですが、県下の他の市町は国の基準どおりだということですが、県の手当も国並みかということが1点ですね。

それと、組合との交渉の中で十分な協議が終わっておるのか、先ほどはお話の中では、1番議員の質問のときには、労使の組合との妥結はまだないということですが、その点をどのようにされるのか、その2点、県の分と。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） まず、1点目の県の手当の額です。これは国の国庫よりか高いところで県は決めております。

それから、当然合併時にそういう話があつとると思うんですけども、五島市とか、西海市にしても、当然遠距離の通勤者もおりますけども、その市についても国並みの手当で措置をしていることでもあります。この通勤手当につきましては組合交渉をする中で、先ほど説明がありましたけども、5%のカット分をもとに戻す、それから、住宅手当をカットする、それから、今問題

になってます通勤手当を国並みにするというセットで組合と交渉をしてきた経緯があります。

その中で、最終的には5%をもとに戻します。通勤手当については、その財源の一部に充てたいということで交渉してきたんですけども、結果的には交渉の合意ができなかった。できなかったから議案として条例の改正をすることはできないかということになりますと、私はそうじゃない。組合と合意は得なかったけども、今の市民生活のことを考えると、余りにも高い通勤手当については改正をすべきだということで、今回の議会に提案をさせてもらったと思っています。

○議長（作元 義文君） 5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 給与のほうの5%カットを復元すると、それとセットだということですが、職員にとれば、すべてがカットも復元でき、通勤手当についても、今の現行がこれ一番良いことだと思います。

しかし、それはできない中で、5%のほうを組合のほうはそれで理解をしたという解釈でいいですか、だから、給与のほうの復元で理解をしたと、それと、今回の給与のほうは復元しますが、かわりに通勤手当を戻しますということですね。それで、ほぼ理解ができたという解釈でいいということと、それから、一方で今回このように大幅な国の基準並みということですが、県並みということは考えられなかったのか、段階的に、将来的には国並みにするが、今回は県並みで手当ということは交渉、あるいはその中で考えはなかったのか、お願いします。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 職員組合からすると、5%をもとに戻してほしいというのが当然以前から、その財源については繰り上げ償還に充当するというをしてみましたから、その充当がなくなった段階で、当然5%についてはもとに戻してほしいという希望があります。

それから、通勤手当についても当然職員からすると、今の額のまんまが良いにわかっています。しかし、それを先ほども言いましたように5%をもとに戻すためにその分の充当をしたいという思いがこちらありましたので、それでセットで交渉させてもらったという思いです。

それから、交渉の中で、確かに組合のほうから今、山本議員が言われますように県並みではだめですかという話がありました。ありましたけども、今の、先ほどから何回も言いますように市民生活の状況を考えると、国並みが妥当だということで、組合からそういう要望がありましたけども、こちらとしては市民生活を考えたなら国並みで皆さんにお願いをしたいということで、こういう結果になりました。

○議長（作元 義文君） いいですか。20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 大浦副市長の今言葉ですけど、市民の生活を考えたときにはやむを得ないと今言われますけれども、市民の生活を考えるならば議案第29号にいたしましても、市長の任期中は上げないとか、そのくらいの意気込みでやっていただきたかったなと私は思う次

第であります。昨日の所信表明におかれましても、未曾有の大不況であると書いてあります。そして、いつも言われます。財政は厳しいときでありますのでと話もされております。それだけに市長、副市長には、大変きつい状況の財政では、自分の財布もきついかわかりませんが、やはり痛み分けをしていただいたほうがよかったのではないかなと思う次第であります。

また、今この30号にしましても、いろいろと意見が出ております。出張経費にしましても実費で今行われておる状況ですので、この削減率が、先ほど兵頭議員が言われますように5割から6割よりも、せめて2割か3割ぐらいにとどめられなかったものか、私は思う次第であります。恐らくこの件はうまくいかないんじゃないかなと私は思うんですけども、2割、3割という案は出なかったものですか、副市長。

○議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

○副市長（大浦 義光君） 先ほどから何回も話をしますように今までうちの通勤手当につきましては、国とか県の基準以上に市独自でつくった条例であります。ですから、2割とか、3割をカットする新たな条例じゃなくて、国の基準に戻させてもらったということであります。

○議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 先ほどの議案の第29号、対馬市長等の給与の特例に関する分ですけれども、現状維持でできなかったものか、なぜ今この時期に上げなければならないのか、その説明を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） 市長等の給与条例の特例の改正でございますけれども、既に21年中の給与につきましても、特別職の給与支給額よりも一般職の給与支給が上回るという逆転現象が生じておりました。そのために副市長の給与よりも一般職の給与が高いという逆転現象が起きましたので、合併当初のカット額の2分の1をカットすると、合併当初からのカット率をそれぞれ市長の「30%」を「15%カット」に、副市長、教育長の「20%カット」を「10%カット」ということで提案をさせていただいております。

それに、通勤手当の件でありますけれども、県下の市、すべて国の基準であります。国、県の指導もあっております。さらに、60キロ以上につきましては赴任手当という制度がありまして、国の制度には40キロ以上で2万9,000円という国の基準しかありません。ですから、60キロ以上につきましては、赴任手当という制度を利用いただければ通勤をしなくてもいい制度もありますので、そういう制度の活用で何とか御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 総務部長の説明によりますと、職員との逆転現象に給与があると言われますけれども、それは一昨年から出ておるときからわかっておる状況にありますので、

そういったことは要因にはなりません。やはり市長の財政状況が厳しいと言われるならば、それなりに襟を正していただきたかったなと私は思う次第であります。

終わります。

○議長（作元 義文君） ほかに。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 1点、2点お尋ねいたしたいと思います。

私が唐突に条例として出てきましたけど、果たしてこれで大きくどれぐらいの職員に該当者が同じ痛み分けにしても、どれぐらいの痛み分けが出てくるのか、もし資料がありましたらその説明を、いきなりこう出てきて、極端に言うなら50人も60人もそういう該当者がおるにもかかわらず交渉ができずして議案として出したというような話であるのか、そう思いませんよと、そういう話なのか、ちょっと資料があれば教えてください。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） 先ほど御説明したかと思えますけれども、通勤手当につきましては、市の職員で該当者が464名おります。国に準じた場合につきましては4,375万3,000円の削減になります。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 私がお尋ねしよるのは、例えば、30キロ以上の方はどれぐらい、50キロ、40キロ以上はどれぐらいとか、これはずっと続く状況は予想はできますけど、異動によってそういうことができるだけないよということですけど、上のほうは当然支所によっては二十六、七人ですから、当然減るには間違いないわけですよ。それでもあえて通勤せざるを得ない、そういう人が痛手を負うわけで、そこら辺をお尋ねしよるわけですよ。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） 御説明いたします。

まず、65キロメートル以上の受給してる職員が4名です。55キロから60キロまではいません。50キロメートル以上、55キロ未満の職員が現在3名です。45キロから50キロメートルまでの通勤距離の職員が11名です。40キロから45キロメートル未満の職員が12名。以上でございます。

○議長（作元 義文君） よろしいですか、14番、糸瀬一彦君。（発言する者あり）

ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）はい、ほかの件で結構です。6番、松本曆幸君。

○議員（6番 松本 曆幸君） 議案第34号、対馬市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、この件についてお伺いをいたしたいと思います。

説明の中では、厳原町の郷土館を解体するというに伴う条例の改正のようにありますが、

この巖原町郷土館を解体された後、現在、展示されてある資料の展示及び管理等について、今後どのようにお考えか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 収蔵品の展示管理ということでございますが、現在の（発言する者あり）今資料館にあります収蔵品につきましては、長崎県の歴史民俗資料館のほうと、それから、美津島文化会館に文化財課が入っておりますけれども、そちらの建物のほうと、それから、今廃校の学校がございますけれども、管理ができる、そういう建物のほうに、最初に言いました県の歴史のほうであれば、展示がやりやすいものといひますか、そして、そういうものをまず向こうに、そして、文化財課の入っております美津島文化会館のほうで次の展示まではしないけれども、きちんと保管等をしなければいけないものというふうな形で、3カ所に分けて保管をしていく、そして、一部については、先ほど言ひましたように県のほうで展示をしていただくというふうな考え方を現段階では持っております。

○議長（作元 義文君） 6番、松本曆幸君。

○議員（6番 松本 曆幸君） 何ですか、補正予算で解体費用が計上されておりますけれども、いろいろな財政事情もあろうかと思ひますけれども、なぜ3月の補正でそのような急に解体をされなければならなかったのか、もう少し計画的に資料の保存管理などとあわせた計画といひますか、事業の実施はできなかったのかということが一つ思っておるわけですが、そのあたりについてまたよろしければ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、松本議員がおっしゃられるように唐突ではないかというふうなことでございます。平成8年の3月にあそこは宗家墓所等の整備委員会によって、あのゾーンにおけるガイダンスセンターをつくるべきだという報告書が上がってきまして、その後、平成12年に当時の巖原町において日韓コアシティ21という計画の中で、そのあたりの詳細計画をつくり、そして、平成17年に国際ミュージアムですか、そういうふうな計画等がつくり上げられてきた経緯がございます。それについてある意味、計画はでき上がって答申もいただいているにもかかわらず、その後、何も進んでいないのが実態だったと思ひますけれども、ある意味そのあたりのことも考慮しまして、少しずつでもそういう方向に長期間かかったとしても取り組んでいかなければいけないのではないかという考えのもとで、今回資料館の解体を、今回提案をしてるところであります。

○議長（作元 義文君） 6番、松本曆幸君。

○議員（6番 松本 曆幸君） やはり文化財ですから、いろいろなこれは管理などにおいても難しいところがあるかと思われまひますので、どうぞあとそのあたりをゆるがせになされないように

よろしく願いをいたしておきます。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 先ほどから話題になっております30号について質疑はございませんか。
16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） もう少しわかりやすく言ってほしかったんですが、通勤の実態として半額程度になった場合に、自動車を通った場合、1リットル当たりのガソリンの何といいますか、車の距離、十五、六キロ行く車というのが軽自動車と思います。これで、なおかつ赤字だろうというふうな試算を私、ある筋から聞きまして、車通勤でガソリン代が赤字になるようなことは、これだけは何とかとんとんぐらいの線ができれば、これは折り合わすんじゃないかなと私は個人的にはそう思っております。

ですから、そこところが非常に抵抗があるということが争点であろうと、その辺の実態を調べてみたら、そういうことを数名の方が積算されておりました。ですから、そこを少し、せめてとんとんの状態でいくのが今回の折り合いの案ではなかろうかと私は個人的に思っております。ですから、これが最終であるということになれば、問題であるというふうな個人的には気がしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 答弁はいいですか。

○議員（16番 大浦 孝司君） 赤字であるという認識があるかどうか、これをひとつどういうふうにとらえておるか、ちょっと担当部長でも結構ですが、今の手当が半分になった場合、実費のガソリン代が通勤距離に非常に困っておる、赤字であるというふうなことをほとんどの方が思っております。その辺の認識をちょっと確認とりましょう。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） 油代との価格の差ということでございますけれども、現在の1リッターの価格に距離数を掛けまして、通常リッター当たり十五、六キロの車に乗るといたしますと、国の基準とほぼ油代に見合う金額だと考えております。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 軽自動車だと何とかなるが、それ以外については多分そうにはならないというふうなことで認識されておりますか、一応そういうことで解釈しておりますね。

○議長（作元 義文君） 総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） 軽自動車というよりも1,300前後の排気量で油代イコールだと考えております。

○議長（作元 義文君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 採決に入りたいんですが、1人ちょっと今出ましたので、しばらくお待ちください。（「もう一件、別に尋ねたいんですが」と呼ぶ者あり）

はい、どうぞ。20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 議案第27号ですけれども、対馬市の移動通信用鉄塔施設条例、これは3カ所で上がったということでございますけれども、22年度も新設で2,000万ほど見てあります。

しかしながら、対馬においてはまだまだ不通話地域がかなりあります。これらをどのように考えてあるのか、この新年度の予算ではちょっと少ないんじゃないかなと思いますけれども、説明を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この移動通信鉄塔整備につきましては、熊本のほうにあります総合通信局のほうとも、そして、通信事業者とも話し合いをずっと行ってきておまして、通信事業者のほうが入ってくるというふうな話にならないと、どうしてもこの整備が進まない状況がありますので、その事業者との協議で整った分については、私どもは順次整備をしているつもりであります。

○議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

○議員（20番 中原 康博君） 市長もこれまで走られて御存じのところが多いと思いますけれども、本当にまだ国道、県道、不通話地域が多うございます。なおさら行政のほうからもそういった通信事業者に対してでも説得をしていただいて、そういった地域がなくなるように働きかけをしていただきたいと思います。どうですか、その辺は。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、中原議員がおっしゃられるように、こちらもそういうつもりで取り組んではおるつもりです。だから、通信事業者が納得をしていただけるように努めてもおりますが、通信事業者のほうがそれなりに思われたところについては、こちらは許す限りやってるつもりです。年に何基とかいうことは、だから、ある意味決めてない状況でして、向こうがいろんな営業の中でできるという、ペイできるという話になれば乗り込んできますので、そのときはこちらはもうすぐ対応をしてるつもりです。これからもそういうつもりで臨んでいきます。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。

○議員（20番 中原 康博君） はい。

○議長（作元 義文君） はい。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第27号から議案第41号までの15件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第41号までの15件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。議案第27号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号はいろいろ意見も出ましたので、起立採決にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 議案第29号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、採決をいたします。原案のとおり可決賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） はい、結構です。議案第29号、対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、採決をいたします。本案について原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 投票の結果、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が裁決します。議案第30号については、議長は可決と裁決します。

次に、議案第31号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと決定いたします。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、対馬市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、対馬市犬取締条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、対馬市農林集会所条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第37号、対馬ふるさと伝承館条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定されました。

議案第38号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、対馬市営航路船舶使用料条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、対馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第42号

日程第36. 議案第49号

日程第37. 議案第50号

○議長（作元 義文君） 日程第29、議案第42号、対馬市国民宿舎条例を廃止する条例、日程第36、議案第49号、市有財産の無償譲渡について、日程第37、議案第50号、市有財産の

無償貸与についての3件は、関連がありますので、一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） ただいま一括議題となりました議案第42号、議案第49号、議案第50号について、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第42号の対馬市国民宿舎条例を廃止する条例でございますが、国民宿舎上対馬荘を効率的な運営と効果的なサービス提供により魅力ある宿泊施設とするため、民間に譲渡しようとするに伴い、対馬市国民宿舎条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則としましてこの廃止条例は、平成22年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第49号、市有財産の無償譲渡についてでございます。

市有財産の建物を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

国民宿舎上対馬荘は、昭和55年12月6日の開業以来、29年間が経過しております。経営状況は開業から平成7年までは黒字でございましたが、近年は結婚式等の大型宴会の減少、観光客の減少などで経営状況はかなり苦しく、ここ一、二年の韓国からの観光客の減少は経営難にさらに拍車をかけております。

また、宿泊施設、備品等の老朽化が目立ち、安いというだけでは予約がとれなくなってきております。また、財政的には過去の黒字を旧上対馬町へ繰り出しをして、上対馬町振興公社の会計として自立させていないため、銀行からの借入れが生じ、借入枠ができれば、また借入れをする自転車操業に陥っており、納入業者への未払い金も発生している状況でございます。このままでは、さらに累積赤字が増加するものと思われま。北部対馬の振興を図る上で、100人収容できる上対馬荘は代替施設等が建設されない限り存続させることが必要であります。このため、国民宿舎上対馬荘の効率的な運営により魅力ある宿泊施設とするため、民間に譲渡しようとするものでございます。

無償譲渡する財産の施設名称は、国民宿舎上対馬荘で、所在は、対馬市上対馬町西泊390番地、構造は、鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積2,417.82平方メートルで、建物に附帯する設備一式でございます。無償譲渡する相手方は、対馬市上対馬町比田勝956番地12、株式会社大川建設工業、代表取締役眞崎龍介氏でございます。

次に、議案第50号、市有財産の無償貸与について、提案理由の御説明を申し上げます。

市有財産の土地を無償貸与したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償貸与する財産は、国民宿舎上対馬荘の土地で、所在は、対馬市上対馬町西泊字口ノ網代390番、同じく401番、402番及び409番でございます。地目は、宅地及び公園で、面

積は4,787平方メートルでございます。

無償貸与する相手方は、対馬市上対馬町比田勝956番地12、株式会社大川建設工業、代表取締役眞崎龍介氏で、無償貸与する期間は、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間としております。

以上、3議案でございます。簡単でございますが、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30. 議案第43号

○議長（作元 義文君） 日程第30、議案第43号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、永尾榮啓君。

○地域再生推進本部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第43号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

職員削減を視野に入れながら疲弊していると言われております対馬に元気を取り戻すための施策実現、さらに多様化する市民ニーズに対応するため、当分の間は大幅な見直しは必要としない機構組織として、平成20年8月に機構改革の見直しを行ったところであります。

しかしながら、この間、予想を上回ります退職者の増加による職員数の減少、近年の政権交代により国の行政運営手法の変化にも対応し、今後も引き続き対馬に元気を取り戻すための施策実現に向けて組織の一部を見直しをしようとするものであります。

組織的には、総務企画部地域振興課を廃止し、企画部門を地域再生推進本部へ、商工業部門を観光物産推進本部へ、統計業務部門を総務課へ、公園施設管理部門を管財課へ、自然保護部門は環境衛生のみならず、環境施策に取り組む課として拡充し、環境衛生課から名称を変更する環境政策課へ、さらに地域再生推進本部が所管します公聴及び行政改革部門を総務課へ、市民課が所管いたします墓地及び火葬場部門を環境政策課へ移管しようとするものであります。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第1条でございますが、対馬市部設置条例の一部改正で、設置条例第1条中第3号「総務企画部」を「総務部」に改め、設置条例第2条を再編しようとする各部への分掌事務にそれぞれ改めようとするものであります。

第2条から第5条につきましては、対馬市部設置条例の一部改正を行うこと等によりまして改正の必要があります条例の一部改正を行おうとするものであり、順次御説明申し上げます。

2条でございますが、対馬市地域審議会を設置に関する条例の一部改正で、第9条中「総務企画部地域振興課」を「地域再生推進本部」に改めようとするものであります。

第3条でございますが、対馬市総合計画等審議会条例の一部改正で、第7条中「総務企画部地域振興課」を「地域再生推進本部」に改めようとするものであります。

第4条でございますが、対馬市行財政改革推進委員会条例の一部改正で、第8条中「地域再生推進本部」を「総務部総務課」に改めようとするものであります。

第5条でございますが、対馬市個人情報保護条例の一部改正で、第43条中「総務企画部」を「総務部」に改めようとするものであります。

なお、附則におきまして、適用日を平成22年4月1日といたしております。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。2時5分から開会します。

午後1時52分休憩

.....

午後2時04分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第31. 議案第44号

日程第32. 議案第45号

日程第33. 議案第46号

○議長（作元 義文君） 日程第31、議案第44号、対馬市ネコ適正飼養条例から、日程第33、議案第46号、対馬市厳原港国際ターミナル条例までの3件を一括して議案とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） ただいま一括議案となりました総務企画部所管の議案第44号及び議案第45号の2件につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

始めに、議案第44号、対馬市ネコ適正飼養条例について、提案理由とその内容を御説明いたします。

この条例は、動物愛護の精神に基づき、ネコの適正な飼養及び保管に関する事項を定めることにより、ネコの健康及び安全の保持を図るとともに、ネコが市民に迷惑を及ぼし、又は絶滅のおそれのあるツシマヤマネコに害をあたえることを防止し、もって対馬市の生活環境の保全及び生物多様性の確保に資することを目的に制定するものであります。

まず、第1条で設置目的、第2条で語句の定義、第3条で目的達成のための市の責務、第4条で市民の責務、第5条で飼い主の責務としての努力規定を、第6条では飼い主の遵守事項を設けております。第7条で飼いネコにマイクロチップの埋め込み、飼いネコの登録申請についての規定をいたしております。第8条は獣医師発行のマイクロチップの埋め込みに係る証明がない場合の登録拒否、第9条は登録料1,000円の規定及び減免規定、第10条で登録の変更、第11条で登録の抹消、第12条は飼い主所有がわかるように措置の規定、第13条で屋内飼養の努力規定、第14条は、第1項で屋外で飼養する場合の繁殖制限措置、第2項で屋内飼養の場合でも繁殖により適正な飼養が困難なときの繁殖制限措置を定めております。第15条で汚物の適正処理、第16条でおおむね5匹以内とする飼いネコ頭数制限、第17条は遺棄の禁止、第18条は飼養が継続困難となった場合の対処措置、第19条で飼いネコ以外のネコへの給餌等の禁止、第20条で飼い主の判明しないネコの保護収容及び譲渡、第21条で登録事務等の委託規定、第22条でマイクロチップ埋め込み等の費用の負担、第23条で飼いネコについての報告及び調査、第24条で指導、勧告、第25条で委任事項を定めるものです。

なお、附則で、施行期日を平成22年7月1日とし、経過措置として、この条例施行の際、対馬地区ネコ適正飼養連絡協議会が主催するネコの健康生活サポートキャンペーンに申し込み、マイクロチップ埋め込みを行っている飼い主は、第7条の規定により当該飼いネコの登録を受けているものとみなすと定めるものであります。

以上、簡単ではございますが、対馬市ネコ適正飼養条例についての説明を終わります。

続きまして、議案第45号、対馬市教育施設整備基金条例について、その提案理由と内容を御説明いたします。

この条例は、主に小中学校の耐震化対策等に充てるものとし、財団法人長崎県市町村振興協会から交付された基金、市町村配分金を財源とし、教育施設整備事業を計画的かつ円滑に促進するための基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき制定するものであります。

第1条で設置目的、第2条で予算で積み立てるとし、第3条で管理の方法、第4条で運用益の処理方法を定めております。第5条において繰替運用の方法、第6条で処分方法、第7条で委任事項を定めるものです。

なお、附則で、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上、簡単ではございますが、対馬市教育施設整備基金条例についての説明を終わります。

以上、2件につきましてよろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、斉藤正敏君。

○建設部長（斉藤 正敏君） ただいま一括議題となりました議案第46号、対馬市厳原港国際ターミナル条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成9年10月に完成いたしました厳原港国際旅客ターミナルビルを平成10年2月に長崎県から譲受を受け、以来現在まで2回ほど増改築を行い、上部の2階においては国内ターミナルビルの一部と複合した室内で出入国審査等を行っている状況であります。今回の条例制定におきましては、譲受を受けた時点で制定すべきであり、私ども事務手続の不手際により時期を逸し、今回に至りましたことを深く反省し、おわび申し上げます。

なお、当ビルの運営管理にかかわる件につきましては国内ターミナルビルと一体化しているところから、対馬市港湾ターミナルビルとしての管理条例を適用してきましたが、やはり今後においては国内と区別し、国際ターミナルビルとして管理していくための条例制定が必要であることから、大変遅くなりましたが、このたび本条例を上程させていただくものであります。

本施設は、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建てで、平成12年度及び平成19年度に増改築を行い、1階が187.45平方メートル、2階が314.40平方メートルで、延べ床面積は501.85平方メートルであります。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条については、税関、入管及び検疫業務の円滑な推進と地域経済の浮揚を図るための設置目的とする旨を、第2条から第8条については使用料金を含めた利用にかかわる内容を、第10条から第12条については指定管理者制度の導入関連にかかわる内容について規定しております。また、第5条関係別表として使用料を表しております。

なお、この条例の施行期日は、公布の日からと定めております。

以上で対馬市厳原港国際ターミナル条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34. 議案第47号

○議長（作元 義文君） 日程第34、議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第47号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について御説明申し上げます。

本件は、辺地に係る公共施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております上対馬町津和辺地ですが、唐舟志から比田勝線に使用するスクールバス購入事業の事業費及び国庫支出金の減額に伴う変更計画案でございます。括弧内の金額が変更前の事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額でございます。今回の変更により事業費が1,000円減の562万1,000円、国庫支出金が61万1,000円減の220万円、辺地対策事業債予定額が60万円増の340万円と変更するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35. 議案第48号

○議長（作元 義文君） 日程第35、議案第48号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。美津島地域活性化センター部長、長郷泰二君。

○美津島地域活性化センター部長（長郷 泰二君） ただいま議題になりました議案第48号、対馬ふるさと伝承館の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬ふるさと伝承館の管理運営につきましては、現在、財団法人美津島町振興公社を指定管理者として管理運営をしておりますが、平成22年3月31日をもって契約期間満了となります。対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、6団体からの申請がありました。選定の結果、指定管理者候補といたしまして、有限会社上野食品、代表取締役上野正信氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

指定管理者候補の選定にあたっては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び選定基準に沿って公平に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつヒアリング等により経営及び管理能力等を総合的に判断し、選定をいたしました。

なお、指定管理者期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間といた

しております。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第42号から議案第50号までの9件を会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。各常任委員長の審査報告は3月24日に行います。

日程第38. 議案第51号

○議長（作元 義文君） 日程第38、議案第51号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（女連漁港）を議題とします。

農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました議案第51号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（女連漁港）の提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、対馬市が事業主体で整備を進めております女連漁港地域基盤整備工事に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要性につきましては、別紙に埋立必要理由書を添付いたしておりますとおり、第1種女連漁港区域内におきましては大型船の船揚場や静穏な蓄養水域がないため、近隣の港湾施設を利用するなど作業効率が低下しており、あわせてコスト増大の解消が課題となっているところでございます。これらの課題を解決するために護岸、道路、船揚場、物揚場、漁港施設用地等の埋め立てを行うもので、埋立面積は4,646.74平方メートルでございます。議案末尾に位置図、平面図を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（女連漁港）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第39. 議案第52号

日程第40. 議案第53号

日程第41. 議案第54号

○議長（作元 義文君） 日程第39、議案第52号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第41、議案第54号、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についての3件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、平山秀樹君。

○総務企画部長（平山 秀樹君） ただいま一括議題となりました総務企画部所管の議案第52号及び議案第53号の2件につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案第52号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案理由と内容を説明申し上げます。

本市は、長崎縣市町村総合事務組合に加入し、退職手当、消防補償、非常勤職員公務災害等の事務を共同処理しております。平成22年3月31日に佐世保市への編入合併に伴い、北松浦郡江迎町及び鹿町町が廃止され、また、平成22年3月30日をもって鹿町・江迎給食衛生一部事務組合、佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合及び松浦地区消防組合が解散するため、長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村からこれらの市町村及び組合等を減ずる必要が生じ、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものであります。

改正内容について申し上げます。

長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。別表第1、組合を組織する組合市町村から江迎町、鹿町町、鹿町・江迎給食衛生一部事務組合、佐世保広域圏北部塵芥処

理一部事務組合、松浦地区消防組合を削るものであります。

なお、附則において、施行日を平成22年3月31日としております。

続きまして、議案第53号、長崎縣市町村総合事務組合の規約変更について、その提案理由と内容を申し上げます。

平成22年3月31日をもって、南高北東部環境衛生組合が長崎縣市町村総合事務組合の退職手当事業から脱退するため、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じ、地方自治法第290条の規定に基づき提案するものであります。

改正内容について御説明申し上げます。

別表第2、組合の共同処理する事務と団体の中で、第3条第1号に関する事務、退職手当事業に関する事務について、除外する団体に南高北東部環境衛生組合を加えるものであります。

なお、附則において、施行日を平成22年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。議案第52号、53号につきましてよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第54号、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、御説明申し上げます。

平成22年3月31日に北松浦郡江迎町及び同郡鹿町町が佐世保市に編入合併されることになっております。このため、平成22年3月30日をもって長崎県後期高齢者医療広域連合から江迎町及び鹿町町が脱退することに伴いまして長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、本広域連合の議会議員の定数を減らすため、規約を変更しようとするものでありまして、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約につきましては、第7条広域連合の議会の議員定数を「29人」から「27人」に変更するものでございます。

附則で、施行日を平成22年3月31日といたしております。

以上、簡単でございますが、議案の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようよろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております議案第52号から議案第54号までの3件は、会議規則第

37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第54号までの3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第53号、長崎県市町村総合事務組合の規約変更についてを一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号及び議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、長崎県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第42. 議案第55号

日程第43. 議案第56号

日程第44. 議案第57号

日程第45. 議案第58号

日程第46. 議案第59号

日程第47. 議案第60号

日程第48. 議案第61号

○議長（作元 義文君） 日程第42、議案第55号、市道の廃止について（内山2号線）から、日程第48、議案第61号、市道の認定について（堂ノ内線）までの7件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。建設部長、斉藤正敏君。

○建設部長（斉藤 正敏君） ただいま一括議題となりました議案第55号から議案第61号まで

の市道の認定と廃止にかかわります7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第55号から議案第58号の4議案につきましては、内山坂トンネルの完成により所要時間も短縮されました今、さらなる効果促進のため、内山地区内を縦断する一般県道瀬浦厳原港線から大調地区方面への車両の円滑な走行を図るために整備する道路の認定と廃止の関連議案であります。

議案第55号、市道の廃止について（内山2号線）でございますが、本案は一般県道瀬浦厳原港線から農道大谷線への連絡道として整備しようとする道路と市道内山2号線との重複区間を避けるため、市道を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面78ページの参考図面をご覧くださいと思います。

濃い黒色の実線部分が市道内山2号線であります。起点は、対馬市厳原町内山字上ミ大段、終点は、同じく内山字段ノ平に至る延長629メートルを廃止するものであります。

次に、議案第56号、市道の認定について（内山2号線）でございますが、本案は、一般県道瀬浦厳原港線から農道大谷線への連絡道を路線名、市道内山2号線として認定し、整備するため、道路法第8条2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面80ページの参考図面をご覧くださいと思います。

濃い黒色の実線部分が市道内山2号線であります。起点は、対馬市厳原町内山字丸隈から、終点は、同じく内山字段畠に至る延長1,200メートルをお願いするものであります。

次に、議案第57号、市道の認定について（市道内山6号線）でございますが、本案は、先ほど議案第55号で廃止をお願いしております旧道の起点から、議案第56号で認定をお願いしております新道との最初の接点までを路線名、市道内山6号線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面82ページの参考図面をご覧くださいと思います。

濃い黒色の実線部分が市道内山6号線であります。起点は、対馬市厳原町内山字上ミ大段から、終点は、同じく内山字段ノ平に至る延長280メートルをお願いするものであります。

次に、議案第58号、市道の認定について（市道内山7号線）でございますが、本案も議案第55号で市道廃止をお願いしております旧道の終点から、議案第56号で認定をお願いしております新道との接点までを路線名、市道内山7号線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面84ページの参考図面をご覧くださいと思います。

濃い黒色の実線部分が市道内山7号線であります。起点は、対馬市厳原町内山字段ノ平から、終点は、同じく内山字段ノ平に至る延長220メートルをお願いするものであります。

次に、議案第59号から議案第60号の2議案につきましては、主要地方道の道路改良工事により新たな路線が開通し、廃道となります旧県道につきまして対馬振興局長より市道への移管依頼がありましたので、今回市道の認定をお願いするものでございます。

まず、議案第59号、市道の認定について（市道久田17号線）でございますが、本案は主要地方道厳原豆殿美津島線道路改良工事、久田南工区の完成に伴う旧県道の引き継ぎによるもので、路線名を市道久田17号線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面86ページの参考図面をご覧くださいと思います。

濃い黒色の実線部分が市道久田17号線であります。起点は、対馬市厳原町久田字ヨサル淵から、終点は、同じく字ヨサル淵に至る延長270メートルをお願いするものであります。

次に、議案第60号、市道の認定について（市道久田18号線）でございますが、本案も議案第59号と同様で、路線面を市道久田18号線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面88ページの参考図面をご覧くださいと思います。

濃い黒色の実線部分が市道久田18号線であります。起点は、対馬市厳原町久田字ヨサル淵から、終点は、同じくヨサル淵に至る延長270メートルをお願いするものであります。

次に、議案第61号、市道の認定について（市道堂ノ内線）でございます。

本案は、対馬市クリーンセンター北部中継所入り口付近から、対馬市斎場浄華苑までの道路整備事業が完成いたしましたので、路線名を堂ノ内線として認定し、維持管理を行っていくため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

裏面90ページの参考図面をご覧くださいと思います。

濃い黒色の実線部分が市道堂ノ内線であります。起点は、対馬市上県町佐須奈字河内道陽から、終点は、同じく佐須奈字堂ノ内に至る延長302メートルをお願いするものであります。

以上で市道の認定と廃止について説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第55号から議案第61号までの7件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第61号の7件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、市道の廃止について（内山2号線）を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号から議案第61号までの6件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号から議案第61号までの6件について一括して採決を行います。各案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第61号までの6件は原案のとおり可決されました。

日程第49. 陳情第1号

○議長（作元 義文君） 日程第49、陳情第1号、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の陳情についてを上程します。

ただいま上程しました陳情第1号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

委員長の審査報告は3月24日に行います。

○議長（作元 義文君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

あしたは定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時45分散会
